

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第7号

平成22年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月14日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成22年7月20日（火）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて

○平成22年7月20日

○現在議員5名で次のとおり

1番	御園生	浩	士	君
2番	佐藤	修	二	君
3番	兒玉	正	直	君
4番	櫻井	道	明	君
5番	中村	孝	治	君

平成22年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成22年7月20日（火曜日）午後1時39分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案の上程
議案第1号から議案第3号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第 5 追加議案の上程
議案第4号、提案理由の説明、採決
-

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 議席の指定
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 諸般の報告
6. 日程の追加
7. 議案の上程
議案第1号から第3号まで
8. 提案理由の説明
議案第1号から第3号まで
9. 議案第1号から第3号まで、質疑、討論、採決
10. 追加議案の上程
議案第4号
11. 議案第4号、採決
12. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	中	村	孝	治	君	
副議長	佐	藤	修	二	君	
1番	御	園	生	浩	士	君
3番	兒	玉	正	直	君	
4番	櫻	井	道	明	君	

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藏	和	雄	
副管理者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	京	増	恒	一
主幹	富	永	文	敏
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	山	本	信	博

○構成市町出席職員

佐倉市経済環境部部長	大	野	直	道
酒々井町民生担当参事	矢	部	雄	幸
佐倉市経済環境部廃棄物対策課長	南波	佐間	信	彦
酒々井町生活環境課長	越	川	光	司

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂上雅敏
-------------	------

○連絡員

施設管理課 課長補佐 (計画係長・ 施設係長)	中村宏之
----------------------------------	------

総務課 課長補佐 (人事係長)	秋葉和夫
-----------------------	------

総務課 主任技師	櫻井江里佳
-------------	-------

◎開会

午後1時39分開会

○議長（中村孝治君） それでは、ただいまより平成22年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席者は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成22年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（中村孝治君） 日程第1、議席の指定を行います。

6月7日付けで、佐倉市議会より選出されました櫻井道明議員の議席は、会議規則第6条第2項の規定により、議席番号4番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、兒玉正直議員、櫻井道明議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 諸般の報告を行います。監査委員より例月出納検査の結果報告

がありました。その写しをお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について、京増事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

○事務局長（京増恒一君） 議長。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。よろしくお願いたします。当組合に対する四街道市の加入協議についてご報告いたします。

平成21年8月21日から平成22年5月10日まで、6回ほど2市1町事務レベルにより四街道市加入協議事務打合せ会議を行い、平成22年7月12日午前10時から清掃組合において…。

○議長（中村孝治君） 事務局長、着席して。全員着席したままひとつお願いたします。発言の方は。

○事務局長（京増恒一君） 加入協議事務打合せの内容報告及び今後の進め方について2市1町首長会議を開催しました。今回の首長会議での席上で四街道市佐渡市長から加入協議を引き続きお願したい申し出がありました。

会議内容としましては、加入負担金等について事務レベルでより詰めた議論をする方向で今後も継続協議を進めることとなりました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中村孝治君） この際、暫時休憩いたします。議員の方は、1階会議室にお集まりください。

午後 1時43分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（中村孝治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（中村孝治君） 休憩中に管理者から追加議案として議案第4号佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。監査委員の選任については、急施を要しますのでこれを急施事件と認め日程に追加し日程第5として議題にいたしたいと思っております。ご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。議案第4号を日程第5として議題とすることに決しました。

◎議案の上程

○議長(中村孝治君) 日程第4、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号を一括議題といたします。

◎議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(中村孝治君) 提案理由の説明を求めます。

○管理者(蕨 和雄君) 議長。

○議長(中村孝治君) 管理者。

○管理者(蕨 和雄君) 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。着席のまま失礼いたします。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り深く感謝を申し上げます。次第でございます。

また、組合議会議員の辞職に伴いまして、新たに佐倉市議会より櫻井道明議員をお迎しの議会でございますので今後のご協力とさらなるご指導を切にお願いを申し上げます。

それでは、ただ今から本日提案をいたします議案4件のうち人事案件を除く3件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。その内容は、育児休業法が改正され夫婦同時の育児休業取得等が制度化されたことに伴い、当組合の育児休業条例について関連の改正を行ったものでございます。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについてであります。その内容は、人事院規則及び千葉県の勤務時間条例が改正され、3歳までの子を養育する職員は本人の請求により時間外勤務命令を免れることとなったことに伴い、当組合の勤務時間条例についても同様の改正を行ったものでございます。

議案第3号は、千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についての専決処分の承認を求めることについてであります。これは、印旛村、本埜村及び印西市が合併したことに伴うものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

何卒よろしくご審議の上、原案どおり承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

○事務局長（京増恒一君） 議長。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 座らせて説明させていただきます。事務局長の京増恒一でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、清掃組合条例を専決処分にて条例改正を行いましたので、承認を求めるものであります。議案第1号をお願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

処分事項 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 平成22年7月20日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第1号 専決処分書 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成22年6月28日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

この案件につきましては、地方公務員の育児休業法の改正に伴い清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものでござ

ございます。

改正理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成21年11月30に公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律においても改正されました。

この度の改正内容には、育児休業条例への委任事項が含まれておりますので、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があります。また、改正された法律の施行期日は平成22年6月30日となっておりますので、当組合条例の施行期日も6月30日とする必要があります。以上のことから、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

専決処分の理由でございますが、当組合は、構成市町の対応状況により条例改正を行っており、本来であれば構成市町の条例改正後に行うべきところであります。しかしながら、同様の議案を審議されております佐倉市議会の最終日が6月28日であり、施行日である6月30日までに日数が少ないことから議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し地方自治法第179条に規定される、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを根拠として、専決処分をいたしたものでございます。

以上で議案第1号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

処分事項 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 平成22年7月20日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第2号 専決処分書 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成22年6月28日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

この案件につきましては、人事院規則10-11育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限及び千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則

の改正に伴い職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めます。

改正理由でございますが、民間労働者について育児休業等に関する措置の拡充等を内容とする、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、平成21年7月1日に制定されその改正を踏まえ、先程申し上げました人事院規則及び千葉県条例においても改正されました。そのため、当組合条例につきましても、改正された人事院規則及び千葉県条例との権衡を考慮し、専決処分により同様の措置を講ずる条例改正を行ったものでございます。

施行期日につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、公布日から1年後にあたる平成22年6月30日までに民間事業者に対して規定を整備するように求めています。また、人事院規則及び千葉県条例においても同日としていることから、当組合の改正条例施行期日を同日といたしております。

専決処分の理由でございますが、議案第1号と同様に当組合は、構成市町の対応状況により条例改正を行っており、本来であれば構成市町の条例改正後に行うべきところがあります。しかしながら、同様の議案を審議されております佐倉市議会の最終日が6月28日であり、施行日である6月30日までに日数が少ないことから、議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し、地方自治法第179条に規定される特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを根拠として、専決処分をいたしましたものでございます。

以上で議案第2号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項 千葉県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について。平成22年6月28日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

次のページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第3号 専決処分書 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議につ

いては、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり処分する。

平成22年6月28日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

協議の内容につきましては、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止されその区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、総合事務組合の規約中組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定について改正を行うことに対する協議であります。なお、7月12日までに回答を求められたもので、急施を要するため、専決処分をいたしたものでございます。

以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号～3号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） これより議案第1号から議案第3号について質疑を行います。質疑ございますか。

○3番（兒玉正直君） はい。議長。

○議長（中村孝治君） はい。兒玉正直君。

○3番（兒玉正直君） 座ったままでいい。

○議長（中村孝治君） あ、いいです、いいです。

○3番（兒玉正直君） 議案第1号ですけれども、この育児休暇ですが取れる状況の職員というのは何人ぐらい、全体の職員は何人で育児休暇が取れる職員はどのくらいいるのかまず聞きたい。

○事務局長（京増恒一君） 議長。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 職員20名中その内関係する職員は4名になります。

○議長（中村孝治君） はい、兒玉正直君。

○3番（兒玉正直君） 4人の他にこれから結婚するっていう、そういう人もいるということ、出てくると思いますけれども、こういうふうな形で1年2か月、夫婦でここで勤めている方も、もしいるとすれば、となるとかなりの人が1年2か月まで休暇を取る

ような状況が出てくると思うんですけども、その休暇取った人に対するその休暇取った場合に対する人員の補充ですね、それについてはどうなんでしょうか。

○事務局長（京増恒一君） 議長。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 今の児玉議員の質問ですが、一般的にはすぐ補佐員という形になるかと思うんですが、その前に、職員の努力ということなんですが、お互いの業務の見直しも当然含めましてまず、そちらをやってからどうしても足りないということであれば、職員の補佐員の補充という形で対応していきたいかと思えます。

○議長（中村孝治君） はい、児玉正直君

○3番（児玉正直君） 他の人に自分のやっている仕事を代わりにやってもらうとかという話になってくれば、またそこでもなかなか取りにくいって話が出てくるじゃないかと思うんですよ。自分がやっている仕事が他の人に回っちゃたら、休暇から戻ってきたらどうするんだという心配も当然出てくるよね。本当だったらね。だから、やっぱり、こういう国が制度を作ったならばね、ちゃんとそれに見合う人員的な対策をこういう作って行かなければ取りづらと思うんですよ。清掃組合の職員は20人の中ですから、なあなあで気持ちに通じると思うんですけどもね。余計にもし取ったとすればどうなるかことを見られるような状況がでてくるとなれば、やっぱりそんなことを心配、そういう取ることが気が引けることを心配しなくて済むような対策というものをね、管理者に求めたいと思いますけれどもね。大変な状況の中ですけどもね。それでないややはりこの少子化の中で若い人たちがしっかりと子育てできない。それではやっぱり公務員をしっかり補充していくことが必要だと思いますので、思いというか要望といいますか。まあこれで終わり。

○議長（中村孝治君） 他に質疑はございませんか。御園生議員、失礼、御園生浩士君

○1番（御園生浩士君） 1点、確認だけさせていただきます。議案第3号なんですが、文書中には提出7月20日というふうになってまして、そのところをですね6月28日というふうにお読みした。どちらをとれば。

○事務局長（京増恒一君） はい。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） すぐ訂正を入れようと思いましたが、こちらに書いてあります7月20日提出が間違いございません。こちらの方の読み間違いで大変失礼い

たしました。

○1番（御園生浩士君） はい、承知しました。

○議長（中村孝治君） よろしいですか。

○1番（御園生浩士君） はい。

○議長（中村孝治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） はい。質疑はなしと認めます。

これより議案第1号から議案第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎追加議案の上程

○議長（中村孝治君） 日程第5、議案第4号の上程を行います。

◎議案第4号の提案理由の説明、採決

○議長（中村孝治君） 議案第4号につきましては、人事案件でありますので地方自治法第292条の規定により準用する同法第117条の規定により櫻井道明議員の退場を求めます。

（4番 櫻井道明君退場）

○議長（中村孝治君） 事務局は、議案を配布してください。提案理由の説明を求めます。

○管理者（藤 和雄君） 議長。

○議長（中村孝治君） はい、管理者。

○管理者（藤 和雄君） ただいまから、議案第4号の提案理由の説明を申し上げます。議案第4号は、人事案件でありまして佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に櫻井道明議員を選任いたしたいので、清掃組合理約第11条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり同意くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） お諮りいたします。

議案第4号、監査委員の選任については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号を採決することに決しました。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

櫻井道明議員の入場を求めます。

（4番 櫻井道明君入場）

○議長（中村孝治君） 議案第4号の櫻井道明議員を監査委員に選任することについては同意されましたので、お知らせいたします。

ご本人がここにおられますので、ごあいさつをお願いいたします。

○4番（櫻井道明君） ただいま、選任をいただきました櫻井道明でございます。

地方自治におけます監査の重要性をよく認識し、微力ながら誠実に公正に職務を行っていきたく存じております。何とぞよろしく皆さま方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

大変簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（中村孝治君） 以上をもちまして、平成22年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時16分閉会

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 兒 玉 正 直

署名議員 櫻 井 道 明